

20 施設及び設備の維持保全及び管理

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、施設保全・管理の方針

保守管理業務

基本的な方針

- **「ホール管理のスペシャリスト」としての実効性の高い管理体制**
 - ・当代表団体は、約30年間、「照明・音響・舞台の技術スペシャリスト」として、常に「安全第一」をモットーに、現場の最前線で、安全でスムーズな業務を行ってきている。
 - ・舞台設備をはじめ施設全体の管理については、「日常の保守点検」と「専門業者による定期保守点検、及び非常時のメンテナンス」を2本柱として、効果的に対応している。
- **「長寿命化」を重視した維持管理**
 - ・安全確保、美観維持とともに「施設の長寿命化」を重視する。これにより、「設備等のライフサイクルコスト削減」については、指定管理料をはじめ「管理コスト全体の抑制」に努める。
- **「品質重視」の維持管理**
 - ・当構成団体は、ISO9001 認証取得企業として、品質マネジメントサイクルを構築し、「品質重視」の業務を遂行している。
- **多くの利用機会を確保するための「施設点検上の工夫」**
 - ・「原則、抽選後の利用空き日を点検日に設定する」「保守点検や法定点検を同じ日に行う」「点検時に業務エリアを部分閉鎖にとどめる」など、メンテナンス業者とも緊密に連携しながら、「より多くの利用機会」を確保するように工夫している。
- **24時間対応等の「緊急時バックアップ体制」の構築**
 - ・構成団体は「24時間緊急センター」も設けており、急な故障や不具合等、不測な事態に対しても手厚い緊急時バックアップ体制を構築している。防災・防犯設備については「24時間設備監視」を行い、警報発報時は25分以内につけつける。
 - ・市の重要備品であるピアノ庫の空調機や、漏水検知装置の警報について「遠隔監視」を行う。



24時間対応の「緊急センター」

「施設（建築物）」及び「設備」の保守管理

- **「ホール（舞台）」の保守管理 ～常駐の専門スタッフによる丁寧な対応**
 - ・現場の技術スタッフが、機材の整理整頓、数量チェック等の「日常の保守管理」をはじめ、「専門業者による保守点検・修理の立会い」まで、総合的に対応する。日々舞台設備を操作している技術スタッフが不具合をいち早く発見し、事故やトラブルを未然防止に努めている。
 - ・全設備の安全性を高めるため「利用の実態・頻度等」に応じて「保守点検回数」も見直している。
- **「施設全体」（舞台以外）の保守管理 ～定期的な巡回点検**
 - ・構成団体本社に所属する、設備全般に精通した専門スタッフ（1～2名）が、右図の通り、多様な設備を対象に巡回点検（月2回）を詳細に実施する。不具合の兆候を即座に把握し、その場で修理や処置を行う。
 - ・巡回は、開館日と休館日に各1回実施し、休館日に小破修繕も行うことで修繕費を低減している。巡回時は、現場の清掃スタッフ等から不具合箇所等を事前にヒヤリングし、専用工具等を持参し、対応している。

<主な点検対象>

- ・空調機・送排風機
- ・電気温水器・ガス給湯器
- ・衛生器具（トイレ）
- ・建築設備・消防設備
- ・電気設備等設備 など

「備品等」の保守管理

- **舞台管理の専門企業ならではの「繊細な気遣い」と「迅速な対応」**
 - ・「市所有」「指定管理者購入」「自社負担購入」の3タイプの管理台帳で適切に備品を管理している。
 - ・備品管理では、常時「完全な状態」で貸し出すための工夫を徹底している。例えば、ピアノ等、繊細なケアが必要な楽器では「毎日の使用後点検」や「定期保守」に加え、自主事業時にも同一業者に継続して調律等をお願いすることで、ごく小さな変化も見逃さない「きめ細かい対応」を可能にしている。
 - ・また、急な故障が起こりやすい電子機器（アンプ・電子ピアノ等）については、常に予備の備品を購入しておき、その場での交換など、不測の事態に迅速な対応をしている。

施設・設備の「維持保全及び修繕」

⇒様式29(小破修繕への取組)を参照

20 施設及び設備の維持保全及び管理

環境維持管理業務

清掃業務

●現場の状況に合わせた「臨機応変の実施体制」(人員配置、時間帯など)

- ・1ヶ月間の催し物一覧情報と「予約システム」の状況を事前に確認し、人員を適正に配置している。
- ・業務当日朝は、利用者の支障にならないように、各部屋の予約状況をもとに人員の配置場所や人数を調整している。また、部屋毎の利用開始時間までに全ての清掃を終了させる。
- ・なお、前日に大きな催しがあった場合は、通常よりも増員するなど、臨機応変の対応も行う。

●業務遂行にあたっての「きめ細やかな配慮」

- ・ホールの予約が連続していない場合、日常的に清掃できない場所(壁面など)や作業時間がかかる作業(カーペットのシミ取り)を積極的に実施する。
- ・ホワイエ等では、利用者が周りにいる状況では、清掃作業を行わない。
- ・衣服のラメなどが座席に付着するケースもあるため、利用者の服装や衣装に応じて「清掃資機材」(粘着ローラー・掃除機など)をその都度、変更する。

●「インスペクション制度」による業務品質の維持

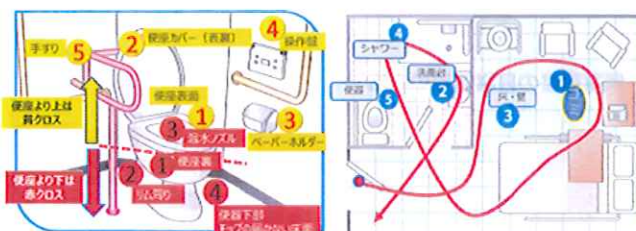
- ・毎月、専用チェックシートにより清掃責任者による「インスペクション」(専門的な点検・評価)を行う。点検結果をもとに現場の汚損等をより正確に把握し、必要に応じて修繕を適切に行う。

●スタッフ指導の徹底～作業効率・効果のアップ

- ・作業の効率と効果を高めるため、「テクニック(清掃手法)」「プロセス(手順の原則)」「フロー(作業順序)」「施設特性を反映させた注意事項」について、現場スタッフの理解を徹底させる。

●現場に即した専用マニュアルの活用

- ・現場の実態やインスペクション結果を反映した「専用マニュアル」を独自に作成する。内容は随時見直すことで、業務の精度を継続的に高める。また、現場スタッフが分かりやすいように、写真やイラストを豊富に取り入れた「ビジュアル化したマニュアル」とする。



●「スマートクリーニングシステム」の導入～清掃の「効果」「効率」を大幅アップ

- ・病院等で行う最新の衛生管理清掃を当構成団体がアレンジした同システムを導入し、従来手法に比べて格段に高い効率(時間短縮)で、高い衛生レベルを実現する。⇒様式 25(アイデア・ノウハウ)を参照

●その他

- ・事務所内に清掃簡易セットを置き、清掃スタッフ不在時の突発的な汚れ等に対応する。
- ・年6回の定期清掃に加えて、2階エントランスは、常駐清掃スタッフがポリッシャーで床面洗浄(年6回)を行っている。

廃棄物処理

●「環境対策」を重視したゴミ処理の徹底

- ・廃棄物処理は、基本的に「シークレイン管理組合」で対応しているが、本施設では、「来場者のゴミ持ち帰りのお願い」「楽屋等での分別」「清掃中に出る廃棄物量の削減」などの日常的な取組に加え、来場者への「有料ゴミ袋販売」(多量のゴミ発生時等)など、環境対策に十分配慮した対応を行っている。

空気環境測定

●きめ細やかな空気環境管理

- ・シークレイン管理組合が行う「空気環境測定」(年6回)に加えて、開館中に各所の浮遊粉じん・二酸化炭素・温度・湿度・気流を巡回点検で測定し、空気環境の維持を図る。

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

21 小破修繕への取組

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、小破修繕の方針

全体的な方針

●「長期的な視点」にたった計画的な修繕

・本施設の長寿命化を図るため、「中・長期修繕計画」(長期:20年間、中期:直近5年間)を策定する。その上で、市と協議を行いながら、「修繕」を効果的に進めていく。(※詳細は次頁参照)

●「市の財政負担の軽減」につなげる小破修繕

・大規模修繕を極力発生させないように、共同事業体各社の専門スタッフにより「小破修繕」を実施し、未然に不具合・故障を防ぐことで、「修繕費」を低減する。

●「予防保全」を基本にした修繕計画の見直し

・設備の不具合・故障履歴等の施設情報をデータで蓄積し、不具合・故障周期等を分析して、「中・長期修繕計画」に反映することによって、「予防保全の精度」を高めた管理を行う。

●横浜市との「緊密な連携」

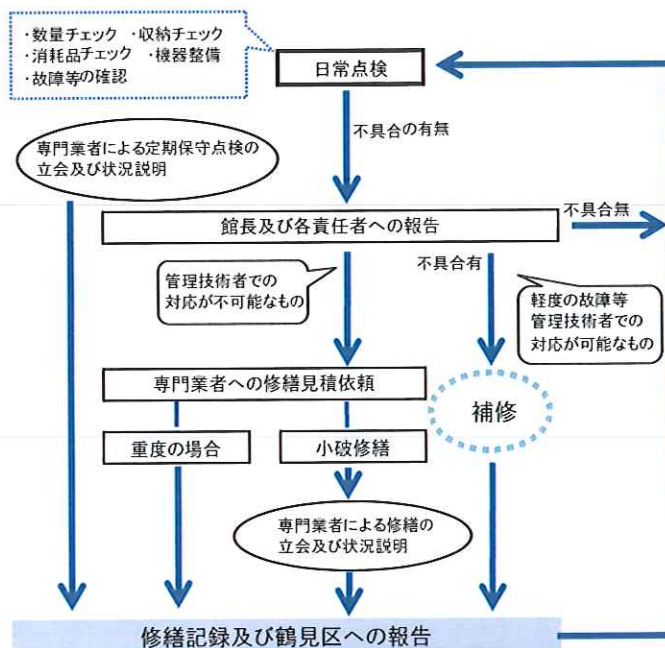
・点検や修繕の結果はデータで記録・管理し、現場・本社(共同事業体各社)、及び、横浜市がその情報を共有できるようにする。点検で問題があった場合、大規模修繕の場合は、市と協議する。

具体的な取組 ～ 「長寿命化」や「長期コスト節減」を踏まえて

全体における対応

●日常点検を基点とした体系的仕組を確立

・小破修繕を含む維持管理上の点検・処置で、右図の通り、日常点検を全ての基点とし、体系的な仕組を構築している。
・日々操作している現場の技術スタッフが不具合等をいち早く発見し、事故・トラブルの未然防止に努めており、施設の長寿化にも寄与している。



「ホール（舞台）」での対応

●「予防的な措置」の実施

・本施設では、不測事態発生リスクを減らすため、不具合が発生していない段階でも適宜、予防的な措置を講じている。
・平成 26 年度では「各所 UPS(無停電電源装置)バッテリー更新」等を実施した。

●「損害賠償保険」の活用 ～修繕コストの節減へ

・備品等が万が一破損した場合、その備品の種類や程度によって「損害保険による対応」も柔軟に行い、「修繕費支出の抑制」を図っている。

●「直営修繕」の徹底

・小破修繕は可能な限り外注せず、指定管理者で部品等を購入して現場スタッフがその専門技能を活かして修理等を行っている。これにより、「スタッフ技能の活用」及び「管理コストの節減」につなげている。



舞台スタッフ自ら故障を直す「直営修繕」

「施設全体（ホール以外）」での対応

●「定期巡回点検」を活かした迅速な対応 ～ 「修繕費」の低減へ

・前述の定期巡回時(月2回)には、「緊急対応等の経験が豊富な専門スタッフ」が点検しており、小破修繕など、その場にて、必要な措置をすぐに行える体制になっている。

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

21 小破修繕への取組

- ・具体的には、「照明器具・安定器交換」「トイレ等水回りの修繕・部品交換」「ドアクローザー交換等の簡易な扉修繕」など、幅広い分野で対応することができ、「修繕費の低減」に寄与している。
- ・また、巡回点検時に、「ガス湯沸かし器」「電気温水器」「送風機」「換気扇」の各点検を一括して行うことで、コスト削減につなげている。

●設備等の延命効果も見据えた「より丁寧な清掃」

- ・仕様書に記載がない「ホールの座席クリーニング」を専門業者に任せて行い、「座席の延命化」を図っている。
- ・「壁面清掃」を重点的に行い、美観維持とともに「壁面塗装・壁紙張替の時期を遅らせる効果」を出している。

「中・長期修繕計画」の策定

●計画策定の概要（方法と段取り）

- ・PFI 等で豊富な実績のある「当構成団体(維持管理企業)の専門スタッフ」が中心となって、本施設の特長や利用実態などを十分に踏まえた「長期修繕計画(20年間)」(平成 28 年度以降)をと独自に策定する。さらに、当長期計画を基に、次期指定管理期間5年分の取組等を具体化する形で「中期修繕計画」も作成する。
- ・計画の策定にあたっては、一期目の管理実績を踏まえ、下記の手順で行うことを想定。
 - 1)現状把握(事前調査): 本施設の基礎情報(台帳、管理履歴等)の点検、現地状況の再調査、等
 - 2)計画の立案: 基本方針の設定、対応策の立案・検討(※ライフサイクルコスト削減を十分に考慮)
 - 3)計画書の作成
※各設備等については、各メーカーに照会し、耐用年数・推奨更新時期等の基本情報を入手する。

●計画策定上のポイント

- ・計画の運用後も、点検結果や状況変化等を踏まえて「計画の見直し」を柔軟に行う。その場合、適宜、技術の進歩や社会的ニーズの変化も考慮に入れる。
- ・予算や人員も考慮し、「修繕」と「更新」のバランスを取る。また、年度や時期で「作業負担」や「コスト」に偏りが生じないように事前に調整する。
- ・修繕等の対象には、安全性・緊急性、利用者ニーズ、予算等を考慮して「優先順位」をつける。
- ・横浜市等の類似施設に関して「事故例等」を出来る限り調査し、修繕・更新の時期設定などに役立てる。

小破修繕費について計上する予算額の考え方、適切な執行方法の考え方

予算額の考え方

●市の規定と現場の実態を踏まえた「現実的な予算計上」

- ・二期目では、築後6年～10年でまだ比較的新しい施設であるため、大きな老朽化(破損等)は進行しないと仮定し、年間の予算として「150万円」を計上している。
- ・これは、「1件100万円未満は指定管理者の自己負担」という今回の規定を踏まえて、「100万円相当の大型事案への対応」として「100万円」を確保し、その他の小規模な対応として「50万円」を見込んでいる。
- ・多数の類似施設を管理してきた「代表団体の長年の経験」から判断し、また、「全体予算とのバランス」も考慮すると、この期間の修繕費としては「妥当なレベル」であると考えている。

予算執行の考え方

●基本的な方針

- ・基本的には、「安全性」(特に利用者への安全)を重視し、予防保全的な対応も含めて、計上した予算については、積極的に執行していく予定である。ただし、その年度ごとの「施設全体の出費(見通し)」も加味しながら、どの程度支出するか等は、柔軟性も持ちながら判断する。

●計画性のある予算執行 ～「中・長期修繕計画」等を踏まえて

- ・前述の「中・長期修繕計画」を踏まえつつ、かつ、年度ごとに現場で事前に作成する「要修繕リスト(候補)」などに基づいて、優先順位を付けながら、修繕等の予算執行を計画的に行っていく予定である。

●「損害保険」による柔軟な対応

- ・当事業体では、義務付けのある通常の受託者賠償保険に加え、高価な受託物(ピアノ・音響卓・照明卓等)については指定管理者の方で独自に損害保険を付保している。修繕関連で不測の出費(特に多額なもの)が発生した場合などは、こうした保険による対応も、適宜行っていく。

22 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理

緊急事態への全般的な体制

基本的な取組

●事前準備の徹底（専用マニュアル策定など）

- ・鶴見区防災計画等の行政方針や、本施設の特性も踏まえて、災害も含めた多様な緊急事態に備えた「危機管理マニュアル」を独自に策定している。この他、右図のような対象について、事前準備を確実にやっている。
- ・同マニュアルは、スタッフへの周知を徹底し、状況変化等に応じて適宜見直すことで、実効性を高めている。

<事前準備の主な対象>

- ・関係機関（区・消防等）の連絡先情報
- ・現場スタッフや関係先の緊急連絡網
- ・緊急時（種類別）のフローチャート：対応・連絡手順、役割分担等
- ・その他、周辺地域（防災拠点等）の情報

●実演者・観客等も交えた「実践的な防災訓練」

- ・本施設では、一期目から、公演中の非常事態（地震等）を想定し、演奏中のアーティストと観客（招待した区内関係者等）が共に避難するなど、実践的な防災訓練（コンサート）を行っている。

●シークレイン内での連携の強化

- ・本施設が大規模複合施設内にある特性を踏まえ、建物内の「シークレイン防災センター」（管理組合）をはじめ、各テナント（特に2階にある国際交流ラウンジ、コミュニティハウス）と緊密に連携し、「合同の防災訓練」の実施を含めて、緊急時の連絡・協力体制を構築している。

●「舞台等の維持管理」を通じた事故・トラブルの軽減

- ・日常点検・清掃をはじめ、設備・機器等の維持管理、倉庫等の整理整頓を徹底することによって、舞台装置を中心に、館内設備等に起因する事故やトラブルを未然に防ぐ。
- ・また、音楽ホール楽屋にて、転倒防止策として、トイレ内に「手すりの付設」を行う予定。

●「AED」の設置と、現場での実践

- ・「AED」を設置し、スタッフ全員が普通救命救急講習を受講し、心肺蘇生等救急対応を実践できるようにする。また、館内に AED 設置を明示し、非常時に来館者自身が扱えるようにする。

●防災用品等の常備

- ・帰宅困難者への対応も含め、飲料水等の防災用品を館内に常備しておく。年1回の訓練時に内容を点検し、必要に応じ入替え等を行う。

●各種保険の付保

- ・事故等が発生した場合の備えとして、「賠償責任保険」（補償：5億円/事故、1億円/名、財物1千万円、等）や「動産総合保険」（補償：50万円）など、各種の損害保険に加入している。

各種のバックアップ体制

●「業務時間外での緊急時対応」の体制

- ・深夜や休館時などでも、本社スタッフを含め、緊急連絡網の整備をはじめ、緊急時に必要な人員を現場に急派できる体制を構築している。その際、携帯電話に加え、携帯メールやツイッター等、一斉に多くの人に情報を伝える。なお、構成団体では、本社スタッフに対し、IT を活用した「安否確認システム」を導入済みであり、災害時（震度5以上）に現地への急派が可能である。

●本社や近隣施設からの「強力なバックアップ」（人員派遣等）

- ・代表団体は横浜市内に多くの指定管理施設（7件）を有し、構成団体は、鶴見区内だけで16か所の作業拠点があり、緊急時には、本社スタッフも含めて、相互に駆け付けることが可能である。

●「緊急時バックアップ体制」（24時間対応）の確立

- ・警備会社による24時間監視センターに加え、当構成団体（ハリマビシステム）の「緊急センター」（東京本部内コールセンター）がある。
- ・夜間・休日は、24時間体制で緊急連絡を受け付け、出勤要員やメーカー等への対応指示・完了確認・報告まで責任を持って対応している。単なるアポインターではなく、同社のエンジニアが対応しており、設備異常等にも的確かつ迅速に指示ができる。



24時間対応の「緊急センター」

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

22 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理

事故防止体制

「施設全体（舞台以外）」での取組

●「安全教育」の徹底

- ・作業手順等のルール遵守、心理的要因を含めた不
安全行動(危険行動)について、右図のような内容や
教材を備えた構成団体(維持管理会社)の「安全教
育プログラム」に準じた安全教育を行う。
- ・同社の責任者が、現場スタッフの作業動作・方法、用
具の置き方、作業表示等を厳格にチェックし、不具
合があれば即座に是正する。

●日常的な「啓蒙活動」

- ・構成団体の社内報(月 1 回)などを通じて事故例や
安全に関する注意喚起情報等をタイムリーに提供し、
安全意識の向上を高めている。
- ・通勤災害等についても、通勤時の注意事項を記した
『通勤心得 7 か条』を掲示・配布し、日頃から啓蒙活
動を行っている。

●「安全パトロール」(重点的な点検)の実施

- ・下記の通り、業務区分を超えて「安全パトロール(巡回点検)」(年1回)を行い、「安全管理の意識向
上」と「緊急時の連携強化」を図る。不安全作業や手順書の遵守状況を確認し、指導を行う。

①「利用者の動線」への重点的な点検

利用者(主に来館者)の動線、イベントごとに利用する動線、など

②「従業員の動線」への重点的な点検

従業員の動線、運搬・搬出の物流動線、機械室や配管スペース等の保守管理の動線、など

- ・パトロール後は、是正措置の必要性を検討し、必要な項目に対しては「改善」の確認を行う。全スタッ
フに安全意識を持たせ、作業中に発見した危険箇所を報告すること等により、事故につながる潜在要
因を事前に排除する。

教育実施内容	教材等
弊社における労働災害の特徴	災害事例集
採用現場における特殊労働災害	災害事例集 自現場の災害事例
採用職種に多い労働災害 作業上の危険性	災害事例集 KYTシート
保護具の重要性	KYTシート 災害事例集
安全ルール遵守の重要性	KYTシート 災害事例集
安全確保のための作業手順遵守	KYTシート 災害事例集
不安全行動について 緊急時の対処方法	資料 緊急時マニュアル OJT
整理整頓・清潔の重要性	クリーンクルーマナーマニ ュール
健康管理	自己啓発

項目	パトロール観点	例
安全衛生	共用部・バックヤード等の安全衛生 (怪我等の危険がないこと)	危険物、高所作業、突起物 等
火災予防	火災の発生の恐れがある箇所の点検 (火災の危険がないこと)	厨房、ごみ置場、機械室等
避難動線の 確保	火災・災害時の避難誘導動線の確保 (有事に円滑な避難ができること)	防火戸、防火シャッター、階 段、廊下等
防犯	盗難などの危険がないことの点検 (防犯上の安全確認)	鍵、機械警備システム等

●ヒヤリハット運動～安全意識の向上

- ・現場作業に関する“ヒヤリハット”(事故・トラブルになる恐れのある事例)について、構成団体内で定
期的にアンケート調査を行い、内容を集計・公開する。また、職場ミーティング時に各自で発表し、全
員で検討する。このように、不安全行動を把握し、各スタッフの「危険予知意識」を高め、事故ゼロを目
指す。

「舞台関連」での取組

●「作業上の段取り」の念入りな調整

- ・舞台管理の主要3分野(舞台、照明、音響)の作業に関して、舞台スタッフや利用者が事故を起こさ
ないように、「作業の段取り」の調整を念入りに行っている。例えば、照明ボタンを下ろしている最中に舞
台上で作業しない、等々、同時に作業することで危険が生じるケースが数多くあるため、「どんな順番
でどの作業をするか」といった段取りが極めて重要になる。

●「打合せ時の詳細確認」と「当日の厳格なチェック・指導」

- ・公演内容に危険性がないか等、利用者側との「事前打合せ」(ヒアリング等)で詳細に確認している。ま
た、当日の仕込みの段階でも、舞台スタッフがきちんと立ち会い、安全性について厳しくチェックや指
導を行っている。

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

22 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理

緊急時（防犯）の対応

基本的な取組

●「日常的な取組」の徹底

- ・防犯については、下表の通り、日頃から、人的または物理的な対策を幅広く実施しており、利用者や来場者の方々の安全確保に努めている。

分野	具体的な取組
「監視・巡回」の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「監視カメラ」(ITV)の設置・録画: エレベーター・エスカレーター付近、ホール内、ホワイエ等に計28台を設置し、スタッフが頻繁にモニターをチェック。一期で楽屋の防犯を考え「ホール舞台袖」にも増設 ・清掃スタッフによる定期的な巡回(清掃作業と合わせたチェック) ・閉館前のスタッフ巡回:ホール(4階)等の死角を中心に念入りに点検 ・戸締り巡回点検時にトランシーバーを常に携帯
「盗難」への対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「レジ」の場所の工夫:お客様の目に入らない事務所に設置 ・「金庫」の設置:一部の楽屋で導入
物理的な措置(侵入者防止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「パーテーション」の設置(未利用時のホール入口) ⇒エリア内侵入の防止 ・バーカウンターへの鍵の設置(内側からロック) ⇒死角内への潜伏の防止
その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「さすまた」の設置(事務所内) ⇒不審者の取り押さえや防御 ・「カラーボール」の設置:強盗などの犯罪者への投げつけ(マーキング) ・夜間の勤務シフトで男性スタッフを基本的に必置

ホール利用時の防犯対応

●利用団体への事前説明（注意喚起）

- ・本施設の建物の構造上、「受付スタッフ等の目を通らずにホールに直接行ける」ことについて、利用団体に対して、事前によく説明し、防犯に関する「理解」や「注意喚起」を行っている。

●「本番当日」の対応

- ・開場時間から「主催者側スタッフ」をホワイエに必ず配置していただくように、強く要請している。

●「関係者利用や練習時」の対応（エレベータ等の利用停止）

- ・6階へのエレベーターは、防犯も考慮して、利用の開始・終了時を除いて、原則、停止している。

「警備専門会社」による対応（機械警備）

●高度なシステムによる「効果的な監視」と「迅速な対応」

- ・閉館中は「機械警備」による警備を実施している。建物内に設置したセンサーが侵入者をキャッチすると、警報を同社の「ガードセンター」に自動送信する仕組みとなっている。
- ・ガードセンターより、最寄の待機所、もしくは巡回中のガードマンに「指示」を出し、24時間・365日昼夜を問わず、現場に急行し、適切な処置を行うことが可能。

不審物・不審者等への対応（主に事態発生時）

●「危機管理マニュアル」に即した、迅速かつ確な対応

- ・本施設では、幸いにも過去4年間で事件(関係当局への通報等)は起きていないが、危機管理マニュアル等を通じて、「不審物の館内での発見」「不審物の配送」「館内での立てこもり」「電話での爆破予告」なども想定した対応について、適宜、「教育」や「指導」を行っている。
- ・万が一、犯罪性のある事態が発生した場合は、原則として、「利用者とスタッフの安全」を第一に考え、関係機関の指示に従って、適切に行動する。行動上の主なポイントは、下記の通り。
 - * 警察当局(110番)への通報
 - * 「防災センター」(シークレイン管理組合)と「緊急センター」への連絡
 - * 不審物・不審者等への非接触 ⇒「決して触れない」「単独で対応しない」等をルール化。
 - * 不審物等の封鎖 ⇒パーテーション等による包囲、立入禁止の掲示等を実施。
 - * 館内利用者への呼びかけ・説明 ⇒必要に応じて「避難誘導」。
 - * 警察当局や警備会社との協議 ⇒基本的に当局の指示に従って行動。

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

22 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応・感染症対策等衛生管理

感染症対策等衛生管理の方針

基本的・日常的な取組

●「アルコール除菌剤」の設置

- ・感染予防も考慮して、館内（入口や受付窓口など）に「アルコール除菌剤」を設置し、インフルエンザ等感染症の流行時期を中心に、来館者による励行を働きかける。

●スタッフ感染時の「出勤制限」

- ・スタッフが感染症（インフルエンザなど）にかかった際は、医療機関での受診も含めて、一定期間、出勤しないように、就業規則で義務付けている。

●感染症の流行時期における「会社全体での注意喚起」

- ・インフルエンザ等、感染症が流行する時期には、メールの一斉送信などにより、スタッフへの注意喚起を積極的に行っている。

●「予防接種」への補助

- ・代表団体では、インフルエンザ等の予防接種に対し、会社として「費用への補助」を行っている。

清掃業務等における取組（環境衛生・除菌）

●エリア別での清掃道具の色分け（＝ゾーニング管理）

- ・汚れのレベルに応じて、館内のエリア別に「使用する清掃道具」を色分け（＝ゾーニング）を行い、そこでの汚れはそのエリア内で処理する。それによって、館内での「交差感染」を予防する。例えば、トイレは汚染エリアとし、そこで使う資機材は（色付けによって）固定し、他エリアでは使わないようにする。

●「EPA登録洗剤」の積極的な活用

- ・清掃業務において、高い除菌効果が実証されている「EPA登録洗剤」（＝EPAとはアメリカの連邦機関である環境保護局のことで、同局の厳格な基準に即して認可された安全性の高い製品）を積極的に活用する。



●「資機材への衛生処理」の徹底

- ・使用するクロス、モップは、手洗いせずに洗濯機で洗浄し、スタッフへの汚染リスクを軽減する。

●「殺菌効果のある最新洗剤」でドアノブ等を丁寧に洗浄

- ・不特定多数の来館により、病原微生物やノロウイルス等の付着が心配される「ドアノブ」や「手摺り」など、人の手に触れる部分は、「殺菌作用のある最新洗剤」を使って丁寧に洗浄する。

現場の清掃スタッフへの教育・指導

●「標準予防策」（スタンダード・プリコーション）への理解

- ・「感染性物質への曝露防止を目的とした手洗い」「個人用保護具の徹底」「血液・嘔吐物等への基礎知識と処理方法」を標準化し、それらについて、入社時の研修等により全スタッフに理解させる。
- ・この標準予防策をマスターしたスタッフのみを現場に配置する。

●「接触感染予防」について実践的な教育

- ・下記により、清掃で遮断できる接触感染に関する認識を高める。

①接触感染が起こる経路を認識させる「DVDによる教育」

②「ATP拭きとり検査」を用いた実践演習

同検査（簡易機器による汚染物質の測定）より、現場の「コンタクトポイント」（人の手が良く触れる環境表面）での「目にみえない汚染レベル」を可視化し、「適切な清拭」の重要性を教える。



ATP拭きとり検査

●「ノロウイルス」への対処法（嘔吐物等の処理）

- ・事務所内に、嘔吐物等の「専用処理キット」を常備しておく。
- ・現場スタッフ（清掃スタッフ等）には、全員に研修を行うなど、当キットを用いた処理手順の周知を徹底し、スタッフ自身の安全確保にもつなげる。



嘔吐物処理キットと取扱マニュアル

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

23 防災に対する取組

防災への取組方針

基本的な考え方

● 「利用者の安全」と「被害の最小化」を基軸に

- ・防災対策を含む危機管理においては、災害・事故等を未然に防ぐ体制を整えるという「事前の対策」（事前準備）とともに、万が一発生した場合に被害を最小限に抑えるべく適切に対応するという「事後の対応」という2つの局面での取組みが重要となる。
- ・「利用者の安全」を最優先に考え、事前・事後の両局面において、効果的な方策を講じるとともに、信頼度の高い体制を構築しておく。

● 「スタッフ教育」の重視（訓練、研修等）

- ・毎日の職員スタッフミーティング、毎月の事業体会議など、様々な機会を通じて、スタッフ全員が、日頃から事故・災害等に関する認識を共有し、いざという時に円滑に行動できるようにする。
- ・研修や防災訓練を通じて、緊急時の人員配置や対応等について認識を深めてもらう。防災訓練時に各スタッフの行動をチェックし、評価の低い者にはマニュアル等を再確認させる。

● 「BCP（事業継続計画）」を意識した体制づくり（既存マニュアル改訂等）

- ・東日本大震災後、「早期の事業再開」の重要性が唱えられている昨今の情勢を踏まえて、本施設では、大規模災害時でも「サービス・業務の原状復帰」がより迅速に出来るように、「BCP（事業継続計画）」を強く意識した体制づくり（既存の危機管理マニュアルの改訂等）を積極的に推進していく。

● 「ホール」（＝不特定多数の人々が利用する屋内集客施設）としての厳格な対応

- ・不特定多数の利用に供する特殊建築物として、各種法令による厳しい安全確保基準等があり、そうした厳しい基準を踏まえて、区の関係機関（警察署・消防署等）に指導・協力に基づいた「厳格な危機管理体制」を整備している。

● JR 鶴見駅前の公共施設として「帰宅困難者」への幅広い支援

- ・本施設は、防災計画上の「帰宅困難者一時滞在施設」に指定されていないが、駅近くの公共施設として最大限の支援を行う予定。シークレイン内の各テナントとも連携しながら、水・ブランケット等を備蓄しておくとともに、発災時は、本施設内の安全性を確認した上、一定の受入れを行う。
- ・発災時は、まずは広域避難場所（総持寺など）への避難を案内する。その上で、移動が困難な方等に、①水道水の提供 ②トイレ使用、③各種の情報提供（災害状況、道路情報等）、等の支援を行う。
- ・徒歩で帰宅する人達には、「徒歩帰宅支援マップ」（鶴見駅版）や SNS（ツイッター等）も活用し、「周辺道路」や「災害時帰宅支援ステーション」（コンビニ等）に関する情報提供に努める。

開業直後に発生した「東日本大震災」での効果的な対応

● 貴重な体験を、今後の帰宅困難者対策等へ反映

- ・開館 7 日後の平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、停電の中、区当局や関係機関との連携しながら、大きな混乱を起こすことなく対応できた。
- ・帰宅困難者に対し、「屋内での受け入れ」をはじめ、「ラジオ・テレビでの情報発信」「クッションの貸出」など、臨時で様々なサポートを行い、被災者や行政から一定の評価をいただいた。
- ・今後、こうした貴重な経験を、発災時の帰宅困難者対策などに積極的に役立てていきたいと考えている。



23 防災に対する取組

事前の準備

●被害の最小化のための「周到的準備」

- ・ 火災・地震・風水害等の災害は、発生自体の阻止は困難であるが、そのダメージを最小限に抑えるために、下表の通り、「初期対応のスピード化」や「直後の安全確保」を中心に、多様な方策を事前に講じておく。
- ・ なお、構成団体のバックアップ要員には「安否確認システム」が導入されており(※様式 15 参照)、大規模災害(震度 5 以上)時に、安否確認等の上で、状況によって現地への急派が可能である。

防災マニュアルの策定及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時(災害等の種類別)に迅速・適切に対応できるように「防災対応マニュアル」を作成し、全スタッフへの配布・研修を行う。 ・ マニュアル内容は適宜見直し、改善していく。
緊急連絡網(連絡先一覧)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区や関係機関(消防・警察・病院等)の「緊急連絡網」(連絡先一覧)を整備し、事務所内等に掲示しておく。 ・ 緊急時のスタッフの「役割分担」や「担当者不在時の代行者」なども事前に決めておく。
避難場所・ルートの事前確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所及び避難ルートをあらかじめ定めておき、緊急時には全てのスタッフが速やかに避難誘導を行えるように、日頃から周知を徹底する。
水・ブランケット等の常備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区とも相談した上で、水、ブランケット、懐中電灯、誘導等、防災用品を事務所内や倉庫に常備しておく。 ※年1回の訓練時に内容を点検し、必要に応じて入替え・補修等を行う。
利用者の身元確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時等に利用者の家族等に安否等をスムーズに連絡するため、災害用伝言ダイヤル「171」を活用する等、利用者(利用団体の代表者等)の連絡先を確認できる仕組みを作る。 ※個人情報の取得では「本人の了解」を前提に、細心の注意を払う。

スタッフへの教育・指導

●スタッフへの教育・訓練

- ・ 「年3回の防災訓練」(=消防・避難訓練1回、避難コンサート1回)や「普通救命・AED研修」(消防署講座への参加)など、定例の実習とともに、日常のOJTを通じて、全スタッフに対して防災教育を徹底している。
- ・ なお、消防・避難訓練については、清掃スタッフも含めて全てのスタッフが「避難経路図」などの必要な情報を把握し、緊急時には、適切な避難誘導が出来るようにしておく。

●各種の防災訓練

- ・ 本施設では、「シークレイン全体」及び「本施設単独」の防災訓練(避難訓練等)を定期的に行っている。
- ・ さらに、「避難訓練コンサート」と銘打って、公演中の非常事態(地震等)を想定し、演奏中のアーティストが観客(招待した区内関係者等)と共に避難するなど、実践的な防災訓練(コンサート)を行っている。



観客の人達が避難する様子(避難訓練コンサート)

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

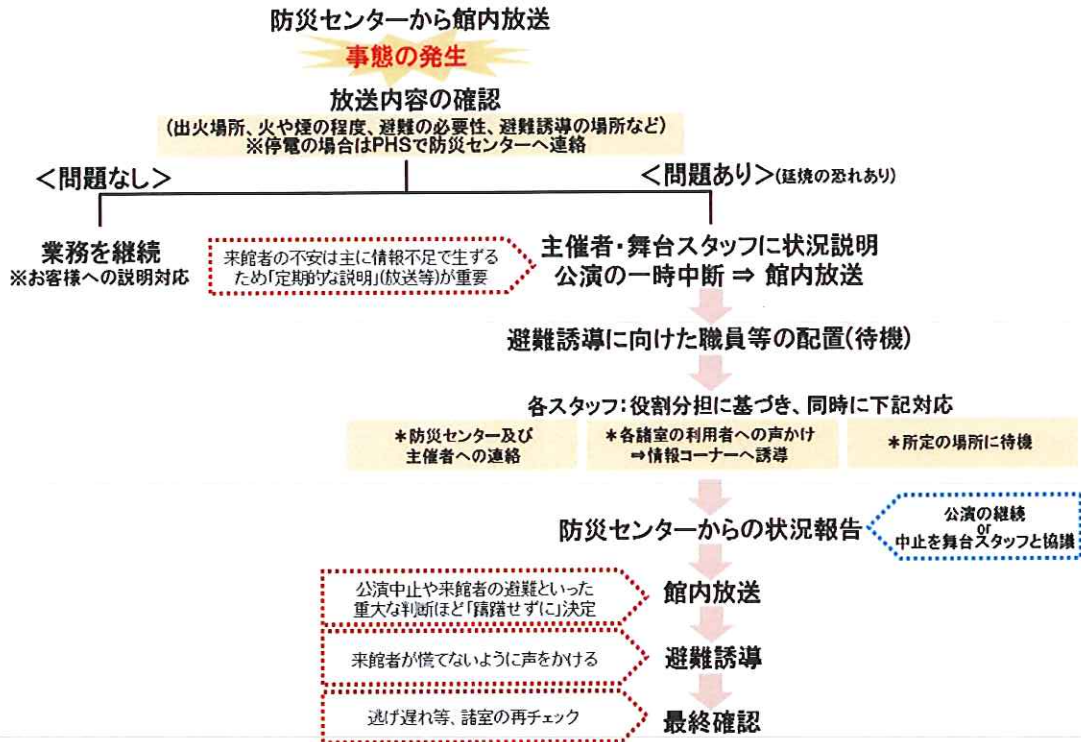
23 防災に対する取組

「火災」の発生時の場合

本施設内での出火の場合

●基本的な対応の流れ

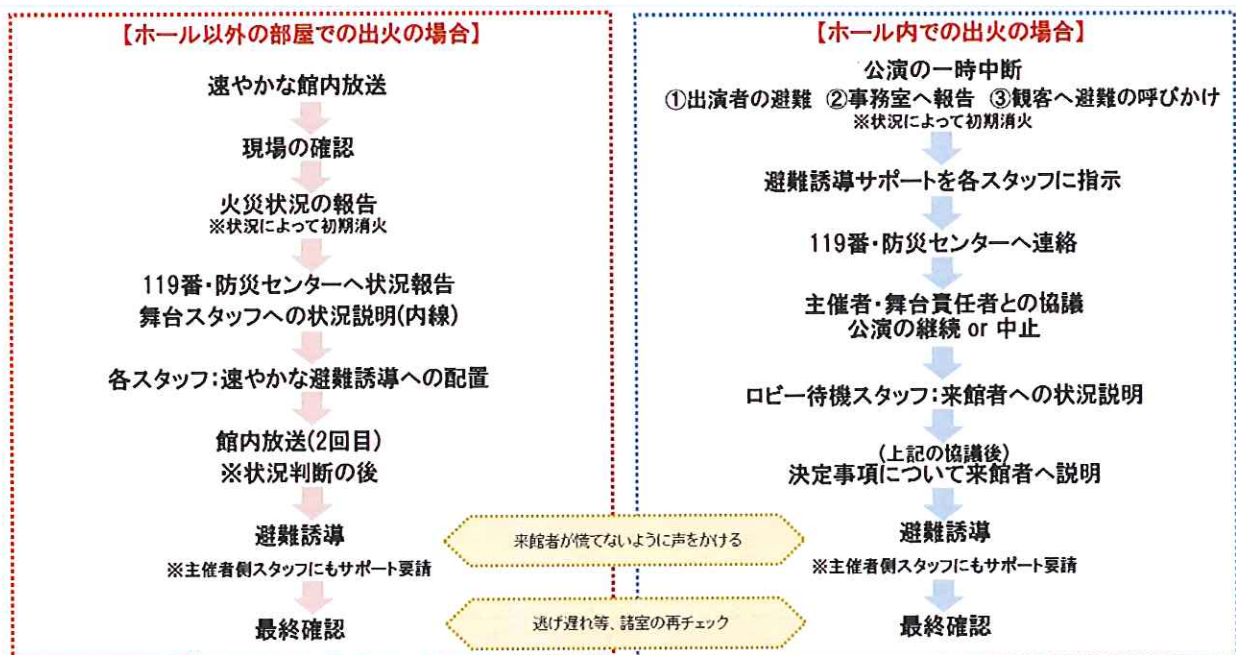
・シークレイン(本施設内)で火事が発生した場合の「対応の流れ」は、基本的に、下記の通り。



シークレイン内本施設専有部以外) の出火の場合

●基本的な対応の流れ

・シークレイン(本施設専有部以外)で火事が発生した場合の「対応の流れ」は、基本的に、下記の通り。



団体名

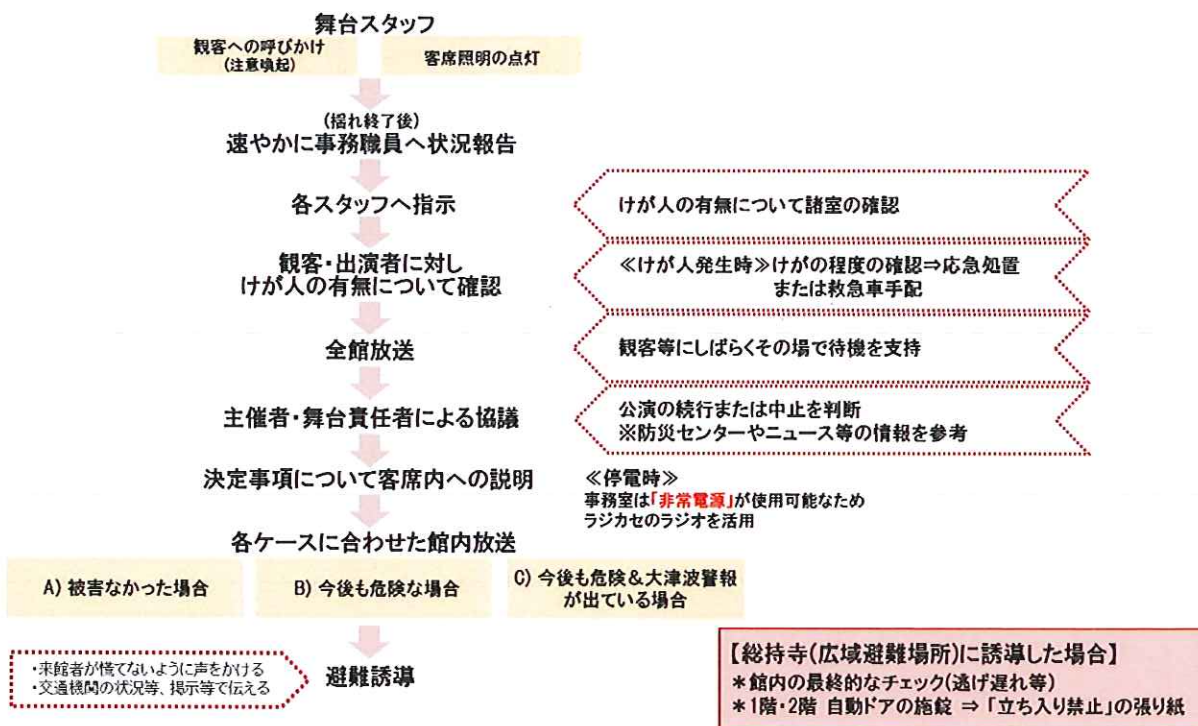
神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

23 防災に対する取組

「地震」の発生時の場合

●基本的な対応の流れ

・シークレイン(本施設内)で地震が発生した場合の「対応の流れ」は、基本的に、下記の通り。



《事後に外から人が集まってきた場合の対応》

区役所から避難所に関する指示がある場合 ⇒ 避難場所の案内

区役所から避難所に関する指示が無い場合 ⇒ 椅子・クッション等の貸出し (安全確認後)

【震度ごとの対応の目安】

区分	状況判断	状況事例	震度階
状況 1	公演を継続する	・出演者はほとんど感じない。 ・観客が揺れを感じる。 ・吊り物がわずかに揺れる。	震度 1~2
状況 2	公演を一時中断する	・出演者、観客ともに揺れを感じる。 ・吊り物が大きく揺れ、座りの悪いものは倒れる。	震度 3~4
状況 3	公演を中止する	・物の移動、転倒、落下があり、出演者及び観客はパニック状態に陥る。 ・停電が発生する可能性もある。	震度 5 以上

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

24 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、
本市の重要施策を踏まえた取組の状況

①個人情報保護

基本的な考え方

●「法令遵守」の徹底

- ・個人情報保護法を始め、横浜市が制定する横浜市個人情報保護制度(横浜市個人情報の保護に関する条例)に基づき、当事業体は「個人情報保護規定」を策定している。当規定に則って、行政パートナーとしての意識を保ち、個人情報を適切に取り扱う。

●「個人情報保護方針」の公開

- ・当事業体(本施設)及び構成団体各社で「個人情報保護に関する方針」を整えており、各場所において館内やホームページで公開するとともに、希望する方には紙で印刷して提供している。

●「厳格な情報セキュリティ体制」の構築 《構成団体の取組》

- ・平成19年に「プライバシーマーク」(JIS規格関連)、平成24年に「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISO27001)の認証をそれぞれ取得し、適正・厳格な体制を既に構築している。

●「責任者」の明確化 ～的確かつスムーズな対応へ

- ・代表団体本社に、個人情報管理を統括する「個人情報管理総括責任者」(＝代表取締役)を置くとともに、本施設に「個人情報取扱責任者」(＝館長)を配置する。情報漏えい等の発生時も含め、本社と現場が緊密に連携し、現場の個人情報取扱責任者を中心に、的確でスムーズな対応を可能にする。

具体的な取組

●幅広い分野での各種取組の徹底

- ・個人情報の漏えい・紛失・不正利用等を防ぐため、下表の通り、幅広く取組を実施していく。

分野	具体的な取組
個人情報の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・物理的対策: 事務室への部外者の入室管理の徹底。 ・紙媒体の取り扱い: 事務所内に個人情報のある書類のみを納める「専用の棚」(施設)を設置。 ・不要になった個人情報のある紙等(アンケート結果等)は、「シュレッダーでの処分」を励行。
個人情報の収集・取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的を明確化し、必要最小限の情報を収集。 ・行政機関(警察・消防等)からの提示要請: 区との協議の上、適切に対応。 ・催し物案内への連絡先等の掲載: 「主催者へ事前了承」を励行 ※非公開を望む主催者には会館が間に入り利用者・来場者に情報を伝達。
パソコン・インターネット対策(不正アクセス・漏洩等の防止)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用パソコンでのパスワードの設定。 ・個人情報を取り扱うパソコンの外部ネットワークへの接続禁止。 ・取扱うPCを事務所内で見通しの良いデスクに配置。 ・ウイルス感染等の防止のため『パソコン運用』に関する内部基準を設定・運用。
雇用・取引時の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・募集時: 個人情報収集にあたって「収集の目的」「事前承諾」「履歴書の処分」等を明確化。 ・雇用時: 守秘義務に関する誓約書の提出を義務付け。 ・取引先との契約: 協力会社との「秘密保持契約」を締結。
保険の付保	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報漏洩賠償責任保険」(補償: 3千万円/件)及び「IT業務賠償責任保険」(対応費用: 1千万/件)を付保。
スタッフへの教育・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・年一回、「個人情報保護研修」の実施。 ・「個人情報取扱いマニュアル」を整備: 全スタッフへの周知を徹底。 現場の状況変化や法令変更等に合わせ内容を定期的に見直し。

②情報公開

基本的な考え方

●法令遵守に基づく適切な対応

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

24 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組の状況

- ・横浜市の情報公開条例をはじめ、関係法令に基づいて、行政のパートナーとしての意識を保ち、「情報公開」の取組を適切に行っていく。

●開かれた施設運営 ～利用者や区民の「知る権利の保障」と「サービス向上」

- ・区民や利用者に対しては、問合せへの対応を含めて、窓口での直接対応をはじめ、電話・FAX、メール、ホームページ、SNS等、多様な手段を通じて、幅広く情報を公開している。

●「情報公開に関する研修」の実施

- ・「情報公開規程」(※次項目参照)をベースに、情報公開の考え方や、公開請求への対応手続き等への理解を深めるための研修を年1回実施し、「スタッフの意識と対応力」の向上を図っていく。

具体的取組（情報公開請求時の対応）

●「情報公開規程」の策定と適切な運用

- ・市の情報公開条例をはじめ法令に準拠して、独自の「情報公開規程」(公開に関するルールや手続き等)を整備する。「市民の知る権利」を保障し、市民の方々の公開請求に対し迅速に対応する。

●万全な責任体制と周到準備

- ・情報公開決定の責任者を代表団体の本社内で決めておく。公開の規程を承認するとともに、定期的に見直す。公開情報についても、個人情報等が公にならないように十分配慮し、公開に協力する。

●申し出者への迅速・丁寧な対応

- ・正式に公開の請求があった場合には、公開請求のあった日の翌日から起算して 14 日以内を遵守することはもちろんのこと、延長の場合は理由を説明する。

●申し出内容への緻密な審査

- ・「不開示情報」の該当(全部または一部)か、「第三者情報」かの判断と第三者への開示了承手続きの有無と、その回答結果の開示なども、出来る限りに具体的に説明する。

③人権尊重

基本的な考え方

●「市の方針・計画」を遵守した積極的な取組

- ・『横浜市人権施策基本指針』及び『横浜市人権啓発推進計画』に基づき、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指して、様々な人権問題(差別、偏見など)への理解を深めるとともに、「社会的にハンディのある方々」(障がい者、高齢者等)に配慮した取組を積極的に行っていく。

●文化・芸術分野での「ソーシャルインクルージョン」の推進

- ・文化芸術施策に関する「国や市の各種法令・指針」も踏まえて、障がい者、高齢者など、文化芸術活動へのアクセスが困難な人々に対し、本施設で豊富な実績のある「アウトリーチ活動」などを通じて、今後も、鑑賞や体験などの事業を活発に展開していく。

会社としての取組（これまでの実績）

●「子育て世帯」への支援

- ・代表団体は、全社員(契約社員を含む)に対し、「育児休暇(子供一歳まで)」や「育児時短」を採用し、「子育て世代も働きやすい職場環境づくり」に努めている。

●「女性スタッフの採用」の促進

- ・代表団体(神奈川共立)での雇用における男女割合は、男性 40.95%、女性 59.05%(平成 27 年 4 月時点)であり、「雇用機会の男女の均等化」を促進している。

●「障がい者」の雇用促進 ～両社ともに「法定率を超えた雇用率」を達成

- ・50 人規模以上企業は、民間企業の法定雇用率として「従業員2%の障がい者雇用」の義務があるが、平成 26 年 6 月時点で代表団体の障がい者雇用率は「5%」(総雇用数 60 名)、構成団体(ハリマビシステム)の障がい者雇用率は「2.11%」で、両社ともに「法定雇用率」を満たしている。

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

24 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、
本市の重要施策を踏まえた取組の状況

具体的な取組（現場レベル）

●ハンディのある方々への積極的な取組

- ・下図の通り、障がい者、高齢者、幼児連れ等、ハンディのある方々が利用しやすい環境づくりに努める。

障がい者 /高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談器の設置(受付窓口等にて) ・老眼鏡の設置(受付窓口等にて) ・車椅子(折畳み式)の配備 ・手すりの増設(音楽ホールの楽屋にて)
幼児連れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーベッド(オムツ交換台)の配備 ※男女トイレ等にて ・授乳コーナーの設置 ・ベビーカー置き場の設定
子供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・案内における「平仮名併記」の導入 ・子供向けの自主事業(イベント・講座等)の充実
外国にルーツの ある方	<ul style="list-style-type: none"> ・案内表示等における多言語(英語等)による併記 ・「外国にルーツのある方」も楽しめる自主事業等の企画

●「障がい者施設」との緊密な連携

- ・当事業体では、夏休みの「オープンデー」(施設開放)や一部の自主事業で、鶴見区内の「授産施設」(障がい者施設)に出店を依頼して、館内で「手作り製品」(焼き菓子、エコバック、携帯ストラップ等)を販売していただいている。今後も、こうした取組を通じて、障がいを持つ方々に対して「地域の理解促進」と「社会参画の機会づくり」のサポートを行っていく。

※過去の実績(授産施設名):「鶴っこ」「ぱれっとわーくす自然館」「ふれあいの家」

●スタッフへの教育・指導

- ・毎年、「人権尊重に関する研修(全スタッフ対象)」を、市のガイドブック等も活用して行うとともに、日々の業務を通じて、人権に配慮した言動を心がけるように、スタッフ全員への意識付けや指導を行う。

④環境への配慮

基本的な考え方

●「市の方針」と「PDCAサイクル」に基づく実効性ある体制づくり

- ・市の方針(G30、ヨコハマ3R夢)に即して、PDCAサイクルに基づく、実効性の高い体制を築く。
- ・現場と各社関係者で構成する「事業体会議」(毎月)などを通じて、環境対策についても積極的に議論し、対応策等を検討する。
- ・また、本社が主導して、本施設での「環境負荷に関する情報」(光熱水関連のデータ、ゴミ排出量等)を定期的に収集し、大局的・客観的な観点で、実態や対策等の状況についての把握や分析を行う。

具体的な取組

●「幅広い分野」をカバーした積極的な取組

- ・現場及び、共同事業体の各本社レベルで、全てのスタッフが、日常的に、下記のような取組を徹底して行っていく。

紙資源の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の使用、使用済み封筒の再利用 ・回覧・電子メール等を積極活用 ・両面・分割コピー、コピー回数削減、文書類の電子化
水の節約	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯室・洗面所等での節水の励行(貼り紙の掲示等) ・水道の大元の絞り トイレ便器:全数の水量を最小限に設定 ・トイレ洗面台(自動水洗):バルブ調整で水量の最小限化
電力・ガス消費量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間中の一部消灯、不使用のOA機器の電源オフの徹底 ・離席時のパソコン電源オフ、冷暖房温度を適正設定(冬 19℃/夏 28℃など) ・冷暖房の運転時間の短縮、コピー機・プリンター等での省エネ機器の採用 ・給湯室・トイレ等で不使用時の消灯 ・クールビズ・ウォームビズ:館内での掲示、スタッフによる励行 ・照明の間引き等、節電の取組

団体名

神奈川共立・ハリマビシステム共同事業体

24 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組の状況

廃棄物の排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者への「ゴミ持ち帰り」の徹底 →「処理代込のゴミ袋」の販売 ・ゴミ分別の徹底、廃棄物のリサイクル化 ・ファイル等の物品の再利用(表紙等を変えて再度使用)
環境にやさしい製品等使用	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の購入、消耗品(石鹸等)・事務用品(鉛筆等)でのエコ製品の採用 ・環境負荷の低い資材・薬品等を使用

●環境負荷活動に優れた構成団体～ ISO14001 認証と SEESER 認定

- ・当構成団体は、ISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を業界でいち早く取得し、これまでの豊富な建物維持管理業務の中で「環境負荷低減」「省エネ活動」のノウハウを蓄積してきた。
- ・また、同社は、顧客による環境負荷低減活動を支援するための技術力・提案力・マネジメント力を有していると評価される『ビル管理優良事業者評価制度(SEESER)』の認定も受けている。
- ・本施設でも、これらの実績とノウハウを存分に発揮し、本施設の環境対策や省エネ活動を指揮・監督する役割を担っていく。



⑤市内中小企業優先発注

基本的な考え方

●長年の「地元企業」として、責任ある対応

- ・当事業体の両社は、横浜市に本社を置き、長年、市内で多数の業務をしてきた「地元企業」として、今後も、業務委託、物品調達、人材雇用等の幅広い分野において、鶴見区内業者をはじめ、「中小企業」を中心に、市内の人材・企業やモノを出来る限り、採用させていただく予定である。

具体的な取組 (これまでの実績など)

●消耗品・飲食等における「鶴見区内業者」の優先的な採用

- ・本施設では、事務用品、お弁当、ケータリング等、消耗品・飲食関連の購入にあたって、多くの場合、「近隣の鶴見区内業者」に優先的に採用している。

項目	業者名	所在地
お弁当		横浜市鶴見区
お弁当		横浜市鶴見区
花		横浜市鶴見区
事務用品		横浜市鶴見区
材木		横浜市鶴見区
鍵関連商品		横浜市緑区
事務用品		横浜市鶴見区

●維持管理業務における「横浜市内業者」への積極的な委託

- ・維持管理面を中心に、下記の通り、多様な業務を多くの市内業者に委託しており、今後も、中小企業を中心に、出来る限り多くの地元企業への発注に努めていく。

項目	業者名	所在地
床面定期清掃、カーペット清掃、窓ガラス清掃、照明器具清掃、座席クリーニング		横浜市中区長者町
A・H・U点検、F・C・U点検、加湿・除湿器点検		横浜市神奈川区新子安
ITV 装置保守点検		横浜市神奈川区片倉
衛生害虫駆除		横浜市金沢区高舟台
防火対象物定期点検・防災管理点検		横浜市港北区新横浜

団体名

神奈川共立・ハリマシステム共同事業体